

令和3年第12回農業委員会総会議事録

令和3年11月30日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年11月30日(火)

午後3時3分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第69号 農地法第3条許可について

議案第70号 農地法第4条許可について

議案第71号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第72号 農地法第5条許可について

議案第73号 非農地証明について

議案第74号 農用地利用集積計画の決定について

議案第75号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しに
ついて

議案第76号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

[報 告]

報告第71号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第72号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第73号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第74号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第75号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第76号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 野 富 男	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
20 番 前 田 峰 子	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 德
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

4 番 久 保 田 章 生	21 番 中 村 和 寛
---------------	--------------

6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係副主幹	迫 田 秀 一 朗	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主任主事	新 川 竜 太 郎		
総務係主事	石 橋 里 彩		

7. 市長部局出席者

農政企画課

農地政策係主任主事 藏 田 雄 一

署名委員

議長 松田実 

委員 川越定光 

委員 川越達也 

午後 3 時 3 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 12 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、21 番中村和寛委員、4 番久保田章生委員から欠席の届出がありました。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、7 番川越定光委員、19 番川越達也委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 8 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 69 号「農地法第 3 条許可について」は 29 件でございます。

議案第 70 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。

議案第 71 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 2 件でございます。

議案第 72 号「農地法第 5 条許可について」は 20 件でございます。

議案第 73 号「非農地証明について」は 3 件でございます。

議案第 74 号「農用地利用集積計画の決定について」は 125 件でございます。

議案第 75 号「農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しについて」は 69 件でございます。

議案第 76 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は 12 件でございます。

以上、審議件数は 264 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、34 万 628 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、

25万7,090平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 議案第69号農地法第3条許可について、1ページから2ページの165番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、4名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号166、3ページの番号171、172、173、6ページの187が該当しますが、番号171、172は売買価格が地域の相場より低く、番号166、173、187は基盤強化法と3条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号166を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、幼少期より祖父母の農業の手伝いを行っており、大卒後は、法人や個人の農家の下で栽培管理や病害虫の防除などを学んだ経験を生かして今回自ら営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面

積が 2,189 平方メートルとなり、5,000 平方メートルを下回っておりますが、キュウリの施設栽培を行うことから、集約的農業 20 アール以上に該当し、3 条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページから 4 ページの 175 番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号 173 を御覧ください。

本案件の渡人は不在者財産管理人となっております。不在者財産管理人とは、居どころが分からず連絡が取れない行方不明者の財産を本人の代わりに管理する人のことです。不在者財産管理人は、利害関係人または検察官が申立てをすることで家庭裁判所により選任されます。本案件は、不在者財産管理人により管理された農地について今般売買することになったことから、本申請に至ったものです。

次に、番号 174、175 を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、家庭菜園を始めてから果樹栽培に強い関心を持つようになり、昨年からは栽培を始めたブルーベリーとアボカドを自ら営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が 0 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で 5,803.68 平方メートルとなり、3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○5 番（鬼塚委員） 174 番の期間は許可日から 5 年間、175 番は 10 年間となってい

ますが、これは地主の要望で短い期間での賃借なのででしょうか。

○事務局（山之上） 本人申請により相手方と話をし、5年、10年という形で設定をされているのですが、3条申請については、賃借権は自動更新になりますので、解約の届出がない限り貸し借りが続く形になっております。以上です。

○5番（鬼塚委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

○事務局（吉蘭） 番号180を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、以前から農業を行いたいと考えており、今回、定年退職したことを機に自ら営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で5,157平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に、番号182を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、以前より食や飼料に関して興味を持っており、10年以上前から耕作を行っていましたが、今回自ら営農するよう計画

し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で6,436平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、新規を除き、5ページの番号183、番号184がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22番（外菌委員） 182番、先ほど説明もありましたが、まず、かなりの面積だということで、以前から栽培されていたとの話ですが、この方は多分太陽光発電の業者ではないかと思っており、どのように経営されるのか心配があります。それと、11月の地区連で紹介すべき新規就農者の資料が事務局より提出がなく、昨日郵送されてきました。先ほど説明があった内容が書いてありました。このように、資料が遅れることは珍しいケースだなどと思っています。当然地区連で話すことができれば、いろんな反応があつて、私も代表としていろんな話ができたと考えております。なぜ、資料が遅れたかということも含めて、説明をいただきたいと思います。

○事務局（吉菌） 今回の案件は、高岡総合支所に3条申請を提出されていましたが、不備があつたため受理されておらず、受人は、ずっと渡人の農地を借りて耕作をしていましたので、前回の申請が受理されていたと思っておりましたが、受理されていなかったということが分かつたため、今回申請をしていただきました。

地区連での資料の配付が遅れた理由は、地区連の日程を勘違いしておりまして、配付するのが遅れました。以上です。

○22番（外菌委員） 地区連の話は分かりました。そういうことならしよつがなかつたと思います。心配なのは、この巨大な5反以上か6反というのを、この方は公務員をやられておつて、10年ぐらい前に退職されて、太陽光のことはかなり、多分事務局にも何回か来られた方だとは思いますが、実は来月に審議予定の5条案件、典型的な5条案件づくりじゃないかと思われる節もあるものですから、ちよつと心配で話を聞いたところです。私の農地の近くにありますので、お互いに、事務局もそうですが、私も注視しておかないといけないし、太陽光なんかができるということはないと思ひ

ますが、営農がされるということですので、そこ辺を見守っていきたいと思いますし、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○事務局（西領） 資料が遅れたことは大変申し訳なかったと思っています。この場所については、農振農用地ですので、太陽光には簡単にはできないと考えております。今後も見守りながら相談させていただきたいと思います。以上でございます。

○事務局（山之上） 補足ですが、5～6年前から耕作をされているということで、受入は申請をされているつもりでいたので、実際申請書に不備があつて、申請書が受理されていなかったのですが、本人さんは受理されていると思つていたので、ずっと貸し借りを結んだ状態で5～6年耕作をされていたということで確認はしておりますので、その部分は心配ないかなとは思つています。以上です。

○22番（外菌委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第70号農地法第4条許可について、8ページから9ページの39番までを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号37を御覧ください。

申請人は宮崎市田野町在住の農家です。申請地は、宮崎市田野町にあります七野小学校から南に約1.5キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに自治公民館等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は水路に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第71号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、10ページを議題とします。

○事務局(領家) 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号14を御覧ください。

本案件は、自社の配送車両の駐車場及び回転場を確保するため、転用する全体面積を変更して申請するものです。

なお、転用申請は、14ページの議案第72号番号255で別途議案として上程しています。

最後に、番号15を御覧ください。

本案件は、林地開発許可基準に基づいた当初計画を見直し、防災機能及び景観により配慮した計画にするため、全体面積を変更して申請するものです。

なお、転用申請は、15 ページの議案第 72 号番号 260 で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 72 号農地法第 5 条許可について、11 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 243 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字広原在住の個人、受人は宮崎市松橋 2 丁目在住の個人です。申請地は、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から南に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に擁壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は水路に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 245、246、12 ページの番号 249 です。

なお、番号 249 は始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに農地の一部を露天駐車場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 244 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市南方町在住の個人、受人は宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く建設土木業などを営む法人です。申請地は、宮崎市池内町にあります池内小学校から北に約 400 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を土砂等仮置場として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、土砂等はシートで覆うことで農地への流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「農用地区域または第 1 種農地」で「一時転用」に該当している案件は、12 ページの番号 247、248、250、13 ページの番号 251 です。

なお、番号 247、248、250、251 は始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに現場事務所や仮設倉庫等を設置し利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページから 14 ページの 254 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 73 号非農地証明について、17 ページを議題とします。

○事務局(川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、3 件の案件について説明いたします。

まず、申請番号 26 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

次に、申請番号 27 は、登記簿地目が田であります。現況は宅地になっており、昭和 20 年当時の航空写真によっても同様の利用がされていることが確認できております。

最後に、申請番号 28 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、11 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

次の議案に入ります前に、私自身に関わる案件がございますので、議案第74号農用地利用集積計画の決定については、会長代理の川越正彦委員に議長をお願いいたします。

○議長(川越代理) 議長を務めさせていただきます川越です。よろしくお願いいたします。

議案第74号農用地利用集積計画の決定について、18ページから80ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、松田実委員、佐藤裕次郎委員、松田真郎委員の退室を求めます。

(9番松田実委員、16番佐藤裕次郎委員、24番松田真郎委員退室)

○事務局(新川) 議案第74号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、18ページの番号175番から27ページの番号189番までの15件でございます。

利用権設定につきましては、28ページの番号636番から80ページの番号726番までの91件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が24件、新規設定が16件、賃借権の再設定が19件、新規設定が32件となっております。

このうち、番号712番につきましては、新規就農者優良農地バックアップ事業の対象地として利用権設定を行う案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越代理） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 農地中間管理機構の貸し借りで、187番、これだけが使用貸借権で借りられていますが、ほかは賃貸借権、貸し手は農家の方だと思うんですね。借り手は、受け手は中間管理機構、使用貸借ということは無償で農家の人が貸しますよという権利のことだと思うんですが、これは本人がただでいいですよと言って中間管理機構に申出をされるものなのか、または何らかの理由があって、ただでないと農地中間管理機構が受けないというような何か条件がある案件なのかなと思って質問をしたところです。

○事務局（西領） この案件は、もともとの所有者はお父さんで、年金の関係で中間管理機構を通して無償で親子間の貸し借りをするというので、このような案件になっていると思われまます。以上でございます。

○23番（蛭原委員） 相手方が決まっています、それも親子関係だからただですよということなんですね。分かりました。

○事務局（西領） 本来は中間管理機構に貸すので相手は決まっていないのですが、最初に借り手が大体決まっているので、その中でこのような手続をしていると思われまます。以上でございます。

○議長（川越代理） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越代理） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めまます。

（賛成者挙手）

○議長（川越代理） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

松田実委員、佐藤裕次郎委員、松田真郎委員の入室を求めまます。

（9番松田実委員、16番佐藤裕次郎委員、24番松田真郎委員入室）

○議長（川越代理） 次に、81ページから90ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、81ページの番号727番から90ページの番号745番までの19件でございます。

なお、89ページの番号743番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が

買い受け、一時貸付の後に売り渡す、農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

また、744番、745番につきましては、公社が買い受けた後に速やかに売り渡す、農地中間管理事業の即売りタイプと呼ばれる特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越代理） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 734番、これは2ページの議案第69号170番と関連がありますと書いてあって、2ページを見ると、2ページのほうは交換をして3条許可と、そして84ページの734番は、交換をして利用集積計画、基盤強化促進法を使うということですが、この制度を私はよく知らなくて、農地の交換を経営基盤強化法で利用すれば、当然農地の登記は農業委員会のできるのではないかと思います。この案件は、2ページのほうは自分で登記をしますと、734番は認定農家だから農業委員会が所有権移転の登記をしますと。市の提言には、私は、これは当然交換をすれば農業委員会がやったらいいのではないかという提案をしたんですけども、この制度があるということは知らなかったものですから、ということは、認定農業者同士が農地を交換した場合は、当然ここを利用して農業委員会が登記して、交換分合が容易にできるというふう捉えていいんですよね。そこを確認したかったのでお尋ねします。以上です。

○事務局（新川） 今、蛭原委員がおっしゃったように、今回は、片方が認定農業者で、片方は認定がないということで、基盤強化法と農地法第3条ということで分けて交換させていただいたんですけども、お互いに認定農業者であれば、どちらも基盤強化促進法に基づいて交換が可能となっております。ただ、その農地が青地同士とか白地同士とか面積が大きく離れていると、税金の関係も出てきますので、その辺は事前に事務局のほうに御確認していただくと助かります。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越代理） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越代理） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越代理） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議長を会長へお返しいたします。

○議長（松田） 議事を続けます。

議案第 75 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しについて、91 ページから 94 ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、川野富男委員の退室を求めます。

(6 番川野富男委員退室)

○事務局（迫田） 議案第 75 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しについて説明させていただきます。

まず、今回議案に提出させていただいた経緯について説明いたします。

宮崎市農業委員会では、平成 25 年度から「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B 分類）」について、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地で、優良農地の広がりのある 1 種農地や、基盤整備を実施した農地、農業者年金の経営移譲年金や納税猶予の対象農地を除いた農地について、国の指導に従い非農地判断に取り組んでいるところです。

令和 2 年度に、過去に非農地判断を実施した農地の中に、国営大淀川左岸・右岸事業の受益地が含まれていることが判明したため、平成 25 年度から令和元年度まで実施した非農地判断について再度調査を行った結果、約 9.1 ヘクタールが受益地に該当することが判明しました。

そして、それらは非農地として判断すべき農地でなかったことから、今回、高岡地区及び北地区の現地調査を実施し、非農地判断前の状況に戻す手続を議案に提案させていただいているところでございます。

それでは、議案第 75 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断の見直しについて説明させていただきます。

議案書の 91 ページの集計表及び 92 ページから 94 ページの一覧表を御覧ください。

この一覧には、北地区が堤内の 1 筆、高岡地区が内山、五町、高浜、花見、小山田、下倉永の計 68 筆、合計 69 筆、面積にして 4 万 9,838 平方メートルを掲載しております。

す。

これらの土地につきましては、以前に非農地判断を行うということで農業委員会総会の承認を得て、一覧表右側から2番目の欄に記載しております非農地通知書発行年月日にて、非農地と判断したことの通知をしているものです。

しかしながら、令和2年度に、これらの土地が国営大淀川左岸事業の受益地であることが判明したため、関係各課と協議を重ねた上で、農業委員及び農地利用最適化推進委員、高岡総合支所農林建設課、農村整備課及び農業委員会事務局職員による現地調査を、高岡地区は8月16日、北地区は11月8日に実施して慎重に判断した結果、当該地は非農地判断を行うべき農地ではないとの判断に至りましたので、先の当該地に対する非農地判断は、これを錯誤とみなし、非農地の判断を行う以前の、農地と判断する状態に戻すこととするもので、そういった筆につきましては、一覧表の一番右側の判断結果を「農地」としております。

ただし、非農地と判断した後に、所有者等により農地以外の地目への変更登記が完了しているものについては、農地に戻すことはできないと判断し、判断結果については、一覧表の欄で「※非農地」と記載しており、そういった筆が11筆9,057平方メートルあります。

よって、差引きの58筆4万781平方メートルについて、非農地判断の見直しを行うこととします。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○事務局（西領） 議案第75号に対する補足説明をさせていただきます。

非農地判断手続については、農業委員会事務局より非農地対象農地について関係課に照会をかけ、非農地判断を実施しても「問題のない」農地についてのみ非農地判断を実施しておりますが、過去に関係課に照会をかけた内容のうち、大淀川左岸・右岸の受益地であるかの確認が不十分であったため、このような状況になってしまったことを深くおわびいたします。

今後、このような不備がないように十分な対策と調査を行った上、非農地判断を実施させていただきたいと考えております。

なお、今回の議案につきましては、非農地として判断すべき農地ではなかったこと

から、農業委員及び農地利用最適化推進委員さんと現地調査を実施し、既に所有者が農地以外に登記を変更している土地以外について、今回非農地判断前の農地の状況に戻すため農業委員会総会に提案させていただくものです。

また、今回議案で提案していない地区については、順次「現地調査」を実施し、総会に提案させていただく予定としております。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22番（外菌委員） まず、この議案に反対させていただきます。高岡で現地調査をしましたが、先ほどの説明でありましたように、現地で判断して、適正な判断をされたというような事務局の見解ですが、判断する我々委員としては、現状を見ると、農地に復元できるような状態では全くないということです。事務局から繰り返し説明があったように、非農地判断すべきところを非農地判断して、そこが後で調べたら受益地だったということで、また戻すという作業を今回やったということは、これはこれとして理解できるところはありますが、各部署というか、いろんなところで言っているんですけど、農業委員会は農業委員会の見解があつてよかつたんじゃないかと思っております。関係部局と連携を取り合っていくのは、これは市の役目、農政関係の連携についてはいいと思いますが、あの現場を見られれば、これをどうやって農地としてまず見ることができるのか、ほとんど山で大変な状態であります。

よく調べてみますと、受益者、結局対象農地の所有者というのは、ここが受益地になっていたということもほとんど知りません。それも相当大分前の40年ぐらい前の話で、聞いてみても意味が分からなくて「非農地判断をしたという文書が来ていたわ」と、たまたまいろんな事情で行き出さなかった人たちが今度この対象になっているということで、気のいい方は早く手続をされて、非農地判断で、法務局で登記をし非農地となっている。そこの整合性もちょっと取れないような気もしたり、もろもろ問題があつて、高岡でのこの前の地区別連絡会でも様々な意見が出まして、高岡の意見を言ってくれということで、同意できないということで、この話が出たところでした。

先ほども申しましたように、農業委員会は農業委員会なりの判断を取ったほうがよいという思いが強くありますし、我々は農家に対して、また農地法があつて云々とい

うことで、理解ができるかできないか分からないですけど、説明をしていかないといけないという苦しい立場におるといことも事務局も御理解していただきながら、今後、事を進めていただきたいと思います。いろんな手続で不備があったということは、事務局側から説明があって、よく理解するところであります。以上です。

○事務局（西領） 今、外菌委員がおっしゃった内容については理解できる場所もありますが、ただ、現状が、左岸の受益地、計画地になっていけば、大淀川左岸の水利権利用量の根拠面積となっているため、面積が減少すると、水利権の利用量が減ってしまうことが考えられます。例えば今まで100の水利権があったものが70になってしまう可能性があり、そうなる、ほかの耕作者等に迷惑をかけるということも考えられます。また、左岸の受益地の見直しがあり受益地から除外された場合、再び農業委員会で非農地判断はさせていただこうと考えております。今回は手続が誤っていたので、錯誤とさせてほしいということで、今回事務局としては議案を提案させていただいているところです。農家の方が急いで山林等に転用する目的がなければ、それほど損益はないのではないかと判断もしております。また、事務局としては、手続が間違っていたということをお返正させていただきたいということで提案させていただいたものです。以上でございます。

○22番（外菌委員） 今、次長が「受益地から外れたなら」と言われたのですが、そういうことがあるわけでしょうか。結局受益地の面積というもののばかりにこだわっているように我々に見えるから、受益地の面積を外すということは、またどこかをどうかしないといけないとかいうのがあるから、期待ということではないのですが、そういう期待はしていいものかどうか。とにかく何回も言いますように、現状は絶対回復はできません。本当に大変なところ、御存じだと思いますが、その辺りがなかなか農家は意味が分からないわけです。だから、その辺りの説明というのは、その面積を守るために気張ってくださいというようなことになるようなところもあるので、その辺りが難しいところだと思いますけど、そういう受益地から外れるということがもしあるのなら、それを待っていてくださいという言い方もできるから、もう少し詳しい説明をお願いします。

○事務局（西領） 計画地については、何年前に計画変更が行なわれており、高岡

管内の穆佐地区が除外されたこともありますので、担当課ではないので絶対とは言えませんが、そういった見直しが行われる可能性はあるのではないかと考えております。また、何年かごとに見直しは行われているという話も聞いているので、その可能性があると思います。以上でございます。

○22番（外菌委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○23番（蛭原委員） どちらの意見もよく分かるような気もします。どっちに手を挙げていいか今悩んでいますけれども、例えば今度の農振見直し、それからこの受益地の見直し、これらに対して農業委員会から意見を出して、先ほど次長が言われたような、担当ではないけれども可能性はあるかもしれません、担当ではないけれども農業委員会としてはこうしてほしいというようなことの申入れを、この案件だけじゃなくて例えば農振のことも、言える立場に農業委員会はあるのかないのかをお伺いしたいと思います。

○事務局（高吉） まず、先ほど言われた農振等につきましては、法律に基づいて農業委員会の意見を聞くということがございますので、これは法的に意見をいたします。そのほか、例えば今、先ほどから話題になっています国営の受益地の非農地化の問題につきましても、これは法的に、その事業をする際に農業委員会に意見を聞くことはあるかとは思いますが、現在はそれが非農地化してしまっているという状況についての意見というのであれば、農業委員会は市長に対して意見書を提出することができるという制度がございます。これは市長に対して直接意見を言う制度でございます。そういうものも利用しながら、もしくは、県全体の問題とすれば、農業委員会会長は県内会長会議というものもございます。私も県内の事務局長会議とか、そういうものを利用しながら、県や市長に対して意見をすることも可能でございます。よって、委員からも、このことについては、現場はどういう状況である、農家の思いはどういうものであるというものを集約する場というのを設けて、農業委員会としての意見というのを取りまとめてはどうかということ、突然でございますが、私としては提案したいと、そういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（松田） ほかに御意見ございませんか。

○22 番（外菌委員） 非常に心強い御意見をいただいたと思います。どうかよろしく
お願いしたいと思います。

○23 番（蛭原委員） 外菌委員と同じく、その議事録をぜひ参考にして、当然こうい
うことが議論されたということにして、今後、話を進めていただけたらと思います。
そういう点で賛成しています。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 賛成多数により、承認することに決しました。

川野富男委員の入室を求めます。

（6 番川野富男委員入室）

○議長（松田） 議案第 76 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、
95 ページから 120 ページまでを議題とします。

○事務局（川越） 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明い
たします。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条により、市が定めた農業振興地域整備計画
について、それを変更する場合は、法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に定めるところによ
り、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程し
ております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が 10 件、農用地区域への編入が 2
件でございます。現地調査は 11 月 22 日、24 日、25 日に地元農業委員の立会いのもと
行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討いたしましたが、いずれの案件も
その基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課であります農政企画課より説明があります。

○農政企画課（藏田） 議案第 76 号は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる
農振法に基づく農業振興地域整備計画の変更要望について、農業委員会の御意見をお

伺います。

今回は、令和3年10月の変更要望案件のうち、農振法上、農業委員会への意見聴取が必要となる「農用地区域（青地）からの除外」、また「農用地区域（青地）への編入」の案件のみ、議案に上げさせていただいております。

なお、農振法上、「軽微な変更」として別途処理される、牛舎や農業用倉庫等の「農業用施設用地への用途区分変更」案件については、本議案には含まれておりませんので、御注意ください。

それでは、議案書の95ページを御覧ください。こちらが、10月に変更要望のあった除外10件、編入2件、合計12件の案件の一覧です。筆数の多い案件については、96ページに掲載しておりますので、御参照ください。

それでは、案件番号1番から御説明いたします。図面は97ページ、広域図は98ページに掲載しておりますので、御覧ください。

要望地は下北方町です。平和台公園の東、矢の先交差点から北に1キロメートル弱のところにあります。県道宮崎高鍋線沿いに位置しております。内容は診療所です。脳神経外科クリニックの建設を計画しているものです。こちらは近くに入院設備のある脳神経外科病院や総合病院もあり、そちらの病院との医療連携が可能となるという理由もあり、当該地を選定したということです。

続きまして、案件番号2番です。図面は99ページ、広域図は100ページを御覧ください。

要望地は古城町です。北川内町の交差点から南に進み、古城川沿いの近くに位置しております。内容は農家住宅です。要望地の北側の隣地に要望者の住宅がありますが、こちらが宮崎西環状線バイパスの沿線工事の計画地にかかったため、現在の住宅の隣地である当該地へ移転するよう計画しているものです。こちらの土地は国営大淀川右岸の受益地となっておりますが、やむを得ないものとして手続を進めていくという方針になっています。

続きまして、案件番号3番です。図面は101ページ、広域図は102ページを御覧ください。

要望地は大字鏡洲です。鏡洲小学校の北東付近に位置しております。内容は住宅用

進入路です。要望地の西側の白地である 1680-1 番地、1687 番地に住宅の建設を計画しており、そのための進入路が要望地の部分しか確保できなかったということで、こちらに進入路の整備を計画しているものです。

続きまして、案件番号 4 番です。図面は 103 ページ、広域図は 104 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町下田島です。国道 10 号線バイパス沿い、日向大橋から 1 キロメートルほど南に位置しております。内容は一般個人住宅で、現在、旧宮崎市内に居住している要望者が、実家に近く、地元である佐土原町の当該地に住宅建設を計画しているものです。

続きまして、案件番号 5 番です。図面は 105 ページ、広域図は 106 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町下那珂です。県道塩路佐土原線の東、石崎川の河口近くに位置しております。内容は一般個人住宅です。要望者夫婦が、高齢である両親の将来的な介護等もあり、実家に隣接した当該地に住宅の建設を計画したいということで、今回要望に至ったものです。

続きまして、案件番号 6 番です。図面は 107 ページ、広域図は 108 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町下那珂です。県道塩路佐土原線の西、ホンダロック広瀬工場の南に位置しております。内容は養鰻場用の進入路ということで、本件につきましては、要望地の西側の隣接地に現在広がっている既存の養鰻場への進入路がないという問題が生じ、新たに進入路の整備が必要となったものです。

なお、現在、養鰻場内の工事が必要となったということで、工事車両等の出入りのために一時転用中という土地なのですが、今回、その部分を青地から正式に除外した上、常設の進入路として整備したいという要望です。

続きまして、案件番号 7 番です。図面は 109 ページ、広域図は 110 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町下那珂です。県立明星視覚支援学校の西、佐土原町と住吉地区の境界付近に位置しております。内容は太陽光発電施設です。本件については、令和 2

年3月に青地から除外の上、整備を進めている東側の隣接地 6108-2 と 6113 番地の太陽光発電施設において、敷地が不足していたということで、今回、追加で3筆の除外が必要となったという要望です。

続きまして、案件番号8番です。図面は111ページ、広域図は112ページです。

要望地は佐土原町西上那珂です。県道佐土原国富線から県道福王寺佐土原線を進んだ東側に位置しております。内容は太陽光発電施設です。この場所が耕作放棄地化しており、高台で日照条件のよい当該地で計画に至ったということです。

続きまして、案件番号9番です。図面は113ページ、広域図は114ページです。

場所は池内町です。金丸脳神経外科病院の東側に位置しております。変更内容としては楽天モバイルの携帯電話用無線基地局となっております。こちらは、農振法上、公益性の高い事業に係る施設として、法律上の許可不要の案件となっております。

続きまして、案件番号10番です。図面は115ページ、広域図は116ページです。

場所は大字瓜生野です。宮崎西環状線バイパス、九州電力柏田変電所の北側に位置しております。変更内容は九州電力の送電鉄塔敷地です。鉄塔自体は既存のものなのですが、基準上必要となる保全面積が不足していたということで、敷地の拡張が必要となったものです。こちらも先ほどの案件と同じく、農振法上、公益性の高い事業に係る施設ということで、許可不要の案件となります。

続きまして、案件番号11番です。ここからが農用地区域（青地）への編入案件になります。図面は117ページ、広域図は118ページです。

要望地は大字郡司分です。宮崎第一高校・中学校の南側に位置しております。本件については、将来、経営規模の拡大を目的に、当該地に園芸用ハウスを建設予定であり、その際に、各種補助事業を受ける上で、青地が要件とされている事業が多いため、青地への編入を要望されているものです。

最後に、案件番号12番です。こちらも編入案件です。図面は119ページ、広域図は120ページです。

要望地は大字跡江です。跡江公民館の東側に位置しております。本件については、今年度、市の補助事業を活用し、当該地に園芸用ハウスを建設している場所になっておりまして、この事業も青地が要件となっているため、編入を要望されたものです。

以上、12件について御意見をお伺いします。

なお、追加で、本議案とは別件の説明をさせていただきます。

今回、令和4年度の農業振興地域整備計画の全体的な見直し作業を行っておりまして、今回のような個別見直しの変更要望については、10月の受付を最後に、1年半ほど受付を停止することになっております。

受付の再開については、令和5年4月からを予定しておりますので、御了承いただけますと幸いです。

また、受付停止期間中でも相談自体はお受けできますので、何かございましたら農政企画課まで御相談くださいますようお願いいたします。

また、あわせて、農業振興地域整備計画の全体見直しについてですが、現在作業中なのですが、新たな計画書や図面等の案ができ次第、来年度の夏頃に、各地区で説明会・意見交換会を開催したいと思っております。

現在作業中なので、こういった図面になるかというのはまだでき上がってはいませんが、こちらができ次第、また各地区で説明会をしたいと思っておりますので、詳しくは、決まり次第、また正式に御案内させていただきますので、御多忙の中とは存じますが、御協力をお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 農用地への編入の2件なんですけれども、地図上で見ると、1件は、現在、調整区域の白地というような見え方をしますけれども、もう1件のほうは、農振農用地の中の、ほとんど農用地ですかね。これが白地になった経緯は何ですか。

○農政企画課（藏田） 案件番号12番、119ページのことだと思うのですが、こちらが実は、平成24年の8月に現在の農業振興地域の図面ができ上がっているのですが、その時点でも白地だったというものになっていまして、もしかしたら、かぎ型になっている左側、西側に既存の住宅がありまして、その関係で以前から白地になっている土地なのかもしれないのですが、ちょっと真偽は不明です。1914-2という住宅部分を除いて農地の部分だけを編入したいという要望が今回の案件です。

○1番（日高委員） 12番の方は、これは両サイドは農振農用地ですよ。真ん中に白地が残っているというような区分には見えますけれども、これはもともと白地で除外申請をされたのではないのですか。

○農政企画課（藏田） その除外をされたという経緯が残っておらず、こちらがもともと白地だったということかなというところで判断していきまして、ここ数年で除外をして、その後にもた今回編入するという案件ではないです。

○1番（日高委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○5番（鬼塚委員） 案件番号4番と5番、これは隣接住宅の接続というか、その案件で、普通の3条とか5条の案件ではなくて、ここに上がってきている理由は何ですか。

○農政企画課（藏田） まだ5条あたりの案件に上がっていないということだと思っておりますが、今回議案に上げさせてもらっているのが、農業振興地域の変更要望が出てきた段階で、こちら、宮崎市から農業委員会に意見聴取をしないといけないということになっていきまして、まだ農地転用とかいう段階ではないので、今回あくまでも農振の青地から除外したいですということに対して、どういう意見を返していただけるかというところで、今回議案に上げさせていただいております。

○5番（鬼塚委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 事務局から何かありませんか。

○事務局（川越） 事務局としては「周辺農地に影響のないようにすること」との意見を付してはどうかと考えますが、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

ただいま事務局から提案のありましたとおり、本案件に意見を付することで賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、事務局案のとおり意見を付することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 71 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 72 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 15 件でございます。

報告第 73 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 6 件でございます。

報告第 74 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 33 件でございます。

報告第 75 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 76 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 16 件でございます。

なお、報告第 71 号、第 72 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 73 号、第 74 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、令和3年第12回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時28分閉会